

滞在先での不在者投票用

滞在先での不在者投票のしかた

1 不在者投票に必要な書類の作成

選挙管理委員会から『宣誓書兼請求書』を取り寄せて、必要事項を記入してください。

※串本町ホームページからもダウンロードできます。

※送付先はできるだけ詳しく記入してください。

(〒〇〇〇-〇〇〇〇 和歌山県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇駐屯地〇〇教育〇〇宿舍など)

2 不在者投票用紙等の請求

あなたが『宣誓書兼請求書』を串本町選挙管理委員会へ送付してください。

(封筒に赤字で『選挙事務』と記載してください。)

※『入場券』がある場合は、その『入場券』も同封してください。

○送付先 〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台 690-5

串本町選挙管理委員会 宛

3 不在者投票用紙等の交付

『宣誓書兼請求書』に記載された『送付先』へ、投票用紙等が郵送されます。

※ 同封のビニール封筒は開封しないこと

4 不在者投票所での投票

あなたが滞在先の不在者投票所（市区役所・役場内）【滞在先の市区町村で選挙がおこなわれていない場合は、滞在先の不在者投票所（市区役所・役場内）の通常の業務時間内】へ、『上記の投票用紙等のいった封筒』をそのまま持参します。

ご本人であることを不在者投票所の係員が確認し、係員の指示により投票を行います。

※ これで終了です ※

5 不在者投票の送致

不在者投票を行った場所の選挙管理委員会が、串本町選挙管理委員会へ投票用紙を郵送し、投票日に投票所の投票箱に投函されます。

【お問合せ先】 串本町選挙管理委員会（役場総務課内） 電話 0735-62-0555